

番号	項目	質問修正案	回答
1	仕様書(案) 4. 履行期間	本モデル事業委託契約期間中に、当該製品が介護保険適用となった場合、本契約の扱いはどのようになるのでしょうか。	本モデル事業の製品が介護保険適用となった場合は、契約は終了します。
2	仕様書(案) 5. 業務内容 (4) - (イ) 窓口の設置等	窓口業務として市内の福祉用具貸与事業者様との連携でも対応可、とのことですが、貸与事象者様のご紹介などはされておりますでしょうか？	指定窓口の選定について、岡山市から特定の事業所を紹介することは致しません。 なお、下記URLに岡山市内に所在し、福祉用具貸与事業所等の介護保険の対象となる介護サービスを提供する事業者の一覧を掲載しておりますので、ご参照ください。 http://www.city.okayama.jp/contents/000181547.pdf
3	窓口業務	窓口は提案までに調整しておくべきなのか	必ずしも提案までに窓口の調整をした上で、書類を提出する必要はございません。特定後に窓口を決めて頂いても構いません。ただし、その場合提案書には、目指すべき窓口体制は記載しておいてください。
4	企画競争実施の 公示 2. 委託業務の概要 (6) 契約保証	契約保証金の取り扱いについて、納入時期、返金の有無と時期、また償却される場合は、そのケースや内容について、もう少し詳しくご教授ください。	契約保証金の納入時期は特定後から契約前(平成28年4月1日)まで期間となりますが、詳細は特定後に調整する予定です。また、返還時期は委託期間終了後(平成30年3月31日以降)に行います。なお、償却はしません
5	製造業者が指定 する者であること の証明について	提案者が製造業者でない場合に、製造業者が指定する1社であることを示すため、製造業者から証明をする書類等は必要ですか。	申請書類をもって「提案者が製造業者でない場合に、製造業者が指定する1社である」ことを判断しますので、別途証明書類は必要ありません。
6	下請業者の範囲 について	製造業者が指定する者が提案者となり、製造業者が調査・報告の作成等の業務に協力した場合は、製造業者は下請業者となりますか。	提案者以外の別法人が仕様書(案)5業務内容(4)(ア)～(ク)を行った場合、その法人は下請業者となります。
7	下請業者の範囲 について	通信サービスの提供や、利用者からの電話での問い合わせに対応できるサポートセンターは下請業者となりますか。	提案者以外の別法人が仕様書(案)5業務内容(4)(ア)～(ク)を行った場合、その法人は下請業者となります。
8	委託契約書 (案) 第5条	「委託の大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」とありますが、委託ができない業務はありますか。	委託ができない業務としては、利用者の負担する手数料の徴収及び徴収した手数料を当市へ納付する業務です。その他については、「大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせる」ことがないように他事業者と取り決めてください。
9	期間中のモデル 変更について	現行モデルで申請するが、改良版が出れば移行する事ができるかどうか。	現行モデルの改良版であれば移行できます。ただし、その場合、提案単価等の利用条件は現行モデルを引き継ぐこととなります。
10	消耗品について	本製品使用に必須の消耗品があるが、それを含めた貸与価格で設定してもよいか。	性質上、レンタルになじまない消耗品はレンタル価格に含まれません(一般に使用される電池等は対象外)
11	概算予算総金額 について	提案事業1件につき10,000千円とあるが2か年の予算なのか。	お見込みのとおり
12	通信費用について	通信により利用者の歩行状態、歩行履歴を確認できることが、機器の有効な機能の一つですが、通信にかかる費用もレンタル単価に含めることができますか。	インターネット接続のプロバイダ料金などの通信にかかる費用はレンタル単価に含めることはできません。
13	調査・報告内容 について	報告項目は岡山市と協議し決定するとありますが、報告項目の内容の決定は特定後となりますか。	報告項目については、提案のあった項目をベースに協議し、正式な決定は特定後となります。
14	測定調査の方法 について	利用効果に関する測定調査は、利用者宅を訪問する必要がありますか。電話による聞き取りや、書面の送付による調査も可能ですか。	利用効果に関する測定調査方法については、仕様書(4)(カ)の記載通りであり、必ずしも利用者宅を訪問しなければならないとは記載しておりませんので、より適切な調査方法、調査項目があれば提案してください。
15	情報収集に関する 利用者の同意 について	調査・報告作成のため、通信機能を用いて歩行履歴等の利用者情報を収集する場合、利用者から個別に同意を取る必要がありますか。	市民が利用申請する場合には、事前に提案者からのアセスメントを受け、利用機器の機能に関する確認事項、使用方法や取扱い等に関する確認事項を確認し、同意すること(岡山市介護機器貸与モデル事業実施要項第8条(2))にしていますので、その際に、必要に応じて通信機能を用いて歩行履歴等の利用者情報を収集すること説明をしておいてください。
16	二次審査時の面 談出席者について	二次審査(ヒアリング)の出席者は全体で3人以内となりますが、製造業者や下請業者も出席することは可能ですか。	製造業者や下請業者も出席することは可能です。
17	TAIS登録	申請書類内にTAISまたはJANコードの記載欄があります。13項目の介護用品枠から外れてしまっている製品に関し、TAIS登録を行っておりませんでした。TAISへの登録をするべきでしょうか？	申請書類内のTAISまたはJANコードの記載欄については該当があれば記載してください。また必ずしもTAISまたはJANコードの登録がなければ今回の公募の対象にならないというものではございません。
18	機器貸与時の消 毒、梱包について	利用者への貸与を行うにあたり、機器の消毒基準等はありませんか。また、納品時に機器がビニール等により梱包されていることが必要となりますか。	機器の消毒基準及び納品時の状態について、当該事業で特段示しているものではありませんので、現行の福祉用具貸与を想定し適正に運用をしてください。必ずしもビニール等により梱包する必要はありません。
19	展示会について	展示会の詳細を教えてください	展示会(おかやま健康・介護フェア)の詳細については、下記URLをご覧ください。 http://www.city.okayama.jp/contents/000236694.pdf 当該展示会には、公募のあった提案者のうち、資格要件をクリアした全ての提案者に出席していただくことを想定しています。